



財務会計

【第3回】制度会計の目的

経済学部 山根陽一

1

- 前回は、会計の目的を中心に、目的って大切ですよ、そもそも理論って何？、といった話をしながら、会計の領域についてお話ししました。
- そして、最後にみなさんに財務会計の目的について考えてもらいました。

www.yamanelab.jp/FA_20131010_QA.pdf

Q5:株主(出資者):12名、債権者:2名、政府:1名

Q6:経営成績、財政状態、次期以降の展望(予想)など

前回の話

2

- ということで、多くの方が「**株主(出資者)に対する結果の報告**」と解答してくれました。
- 株式会社というのは、株主から出資してもらった資金をもとに事業活動を行っているので、株主からの資金がなければ、そもそも会社が成立しないという点から考えても妥当な気がします。
- また、会計の語源でもあるaccountability(説明責任)という言葉からも、資金を委託された受託者として、企業(経営者)は、運用結果の報告をする責任がありそうです。

財務会計の目的

- では、ここで少し、株式会社制度について見ていきます。
- 株式会社は、大きな事業を実施するために必要な多額の資金(資本)をどのように集めるか？という問いに対する一つの答えと言える制度です。
- 個人企業の場合、資本は主に血縁関係など、経営者と密接な人間関係のある人々から、出資してもらう形が多いと思います。
- その場合、集められる資金(資本)は、その人間関係の範囲内が限界になります。

株式会社制度

- 例えば、1,000万円の資金(資本)を集めるためには、100万円を出資してくれる人を10人探さなければなりません。通常、個人の力ではこの程度が限界な気がします。
- 1,000万円ではなく、1億円、いや10億円、100億円や1,000億円といった資金を調達する必要がある場合、個人の力では成す術がなく、人間関係のない人々からも出資を求める必要があります。
- そこで考えられたのが株式会社制度です。

株式会社制度

- 株式会社は、企業所有権の分割によって、多数の出資者を募ります。
- ポイントは、出資者の責任が出資額を限度とする有限責任であるということです。
- つまり、企業に出資した株主は、企業の所有者ではあるけれど、企業が多額の負債を負って倒産した場合には、出資金がパーになるだけで、企業の負債には一切責任を負わないという制度です。安心ですね。

株式会社制度

分割

• 会社の所有権

販売

• 株式

分配

• 稼いだ利益

倒産

• 配当金

安心感

• 有限責任制度

株式会社制度

7

- ここで問題になるのが、
- 株主(委託者) VS 経営者(受託者) です。
- 株主は経営者の業務執行が誠実に実施されているのか、不信を抱く可能性があります。
- そこで会計報告が利用されるわけです。
- 経営成績と財政状態を株主に報告することが会計の目的といえます。

株式会社制度

8

- さて、ここでちょっと冷静に振り返ってみます。
- 今、考えているのは“財務会計の目的”です。
- 財務会計というのは、「企業外部の利害関係者を会計報告書の受け手として行う会計(外部報告会計)」だと前回説明しました。
- 企業外部の利害関係者ってというのは、株主だけじゃないよね...

財務会計の目的

9

- 前回は振り返ると、利害関係者には...
 - 出資者
 - 資金提供者として企業の収益力
 - 債権者
 - 債権の元本と利子についての企業の支払能力
 - 従業員
 - 給与や労働条件に関して企業の収益力や生産性
 - 賞与や退職金についての企業の支払能力
 - 取引先(仕入先・顧客等)
 - 代金回収の企業の支払能力や取引価格等にかかる企業の収益力
 - 政府機関
 - 税金の徴収、補助金の交付、行政指導のための企業の財務内容

企業の利害関係者

10

- 株式会社で重要なのは株主(出資者)っぽいけど、理論的にこれを説明するにはどうすれば？
- ここで対象をさらに限定したいと思います。
- 財務会計というのは、元来、自然発生的に実施するものであり、必要に応じて企業外部者に会計報告を行うことになります。
- 先ほどの例のように、企業の利害関係者は多種多様です。社会を統制するためには、どうすればよいでしょう？

財務会計理論

11

- そう、**法律**による規制です。
- 財務会計にも法規制を受ける「**制度会計**」と法規制を受けない自発的な領域があります。
- この授業では、「**制度会計**」を対象に財務会計理論を考
えていきます。



制度会計

12

- さて、話を戻します。
- 制度会計に限定して、株式会社における財務会計の目的について考えていきましょう。
- 株式会社について、規定(規制)する法律と言えば...
- そう、会社法です。
- 会社法では、株式会社の会計について第二編第五章「計算等」(第431条～第465条)で規定しています。

会社法会計

13

- 計算書類等の作成及び保存(第435条2項)
 - 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 計算書類等の定時株主総会への提出等(第438条1項)
 - 次の各号に掲げる株式会社においては、取締役は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

会社法の規定

- 会社法では、計算書類等の作成と報告を義務付けています。これは、まさに出資者であり、会社の所有者たる株主に対する報告責任を果たすための規定です。
- そこでは、託された資金をどのように運用したのか、結果どうなったのかといった結果(事実)報告が重視されます。
- つまり、どれだけ利益を獲得できて(経営成績)、集めた資金は現在どのようになっているか(財政状態)です。

会社法会計

15

- さて、少し話は変わります。
- 前回、会計の必要性をお話しした際に、古代、中世、近代、現代といった、それぞれの時代における会計の必要性についてお話ししました。
- 古代では徴税の記録や物品の管理、中世では利益の分配、近代では株式会社制度における報告のため、そして現代では...
- 証券市場における情報提供のため、とお話しました。

時代を巡る会計の必要性

16

- さきほど、株式会社制度における株主への会計報告については理解してもらったと思います。
- しかし、よくよく考えていてください。
- 株主と言えば、会社の「出資者」なわけですが、現代における株主というのは、本当に「出資者」なのでしょうか？

証券市場の発達

17

- 株式会社が株式を発行し、株主を募るのは、いつですか？
- 会社を設立するときと増資するときです。
- これは、名実共に資金調達であり、株主が会社へ資金を提供することになります。
- しかし、今みなさんが、とある会社の株主になろうと思った場合、どのようにして株主になるのでしょうか？

証券市場の発達

18

- そう、すでに発行済の株式を証券市場から購入することになるはずですが。
- これはすでに発行された株式の資金が会社に渡った後のことであり、その購入した金額は会社には1銭も入りません。
- つまり、出資者としての株主、自分の資金を委託して運用しているという立場とは、やや異なるように感じませんか？

証券市場の発達

19

- さらに、企業の規模が大きくなり、調達する資金も多額になるにつれ、株式所有の分散が顕著になり、証券市場の発達とともに個々の株主の影響力は低下してきました。
- これは、株主が会計報告から経営をチェックし、不適格な経営者を解任するといったことが困難になったことを意味します。
- では、出資した会社を見限る場合には、株主総会で影響力を持ってない場合、どのような行動に出るでしょう？

証券市場の発達

20

- 会社の経営に口を出せないのであれば、売却するしかありません。
- つまり、証券市場でその会社の株を売却するという行動をとることになります。
- このことからわかるように、現在の証券市場は、発行市場は全体のごく一部であり、大半が投資者間の売買である流通市場です。
- これは、世の中が経営者の人選や経営意思決定への参加より、株式投資から得られる利益に関心が移っていることを意味しています。

証券市場の発達

21

- 現代のように証券市場が発達した経済社会では、出資者としての株主というより、投資者としての株主が主流となっているのです。
- この変化によって、会計情報に期待される役割(会計の目的)も変化しています。
- つまり、株主への結果報告ではなく、潜在的な株主も含めた投資者が、その会社の株を購入するかどうかの意思決定に役立つ情報を提供するための会計という発想です。

投資の意思決定

22

- さきほど、株式会社について規定(規制)している法律として会社法を取り上げました。
- では、証券市場について規定(規制)している法律と言えば...
- そう、**金融商品取引法**です。
- 金融商品取引法では、有価証券報告書の提出(第24条)、財務諸表の用語、様式及び作成方法(第193条)を規定しています。

金融商品取引法

23

- これまで皆さんが勉強してきた簿記は、基本的には金融商品取引法会計での会計処理や財務諸表の様式に沿っています。
- さて、株主への会計報告と投資者への情報提供について足早に説明してきました。
- ここで本日のクエスチョンです。

Q7:株主への会計報告と投資者への情報提供のどちらが重要だと考えますか？どちらを重視すべきか、またその理由を述べてください。

本日のクエスチョン

24

- 会計学の考え方

- 原点復帰の会計学

<http://www.yamanelab.jp/yangyi0312/book.htm>

- 会計学の座標軸

<http://www.yamanelab.jp/yangyi0312/book.htm>

- 不思議の国の会計学

<http://yamanelab.ldblog.jp/archives/6751388.html>

本の紹介

25

- 会計学者の回顧録

- 会計学放浪記

<http://www.yamanelab.jp/yangyi0312/book.htm>

- 会計学つれづれ草

<http://www.yamanelab.jp/yangyi0312/book.htm>

- 会計学風土記

<http://www.yamanelab.jp/yangyi0312/book.htm>

本の紹介

26